

大阪の祭りとだんじり

澤井浩一（大阪歴史博物館）

住吉の歴史と文化を発見する学習会「住吉の祭りとだんじり」

2014年2月22日 すみよし村ギャラリー

1. 様々な大阪市内の祭り

十日戎、綱引神事、ちよんな始め、どやどや、聖霊会、御田植神事、夏祭（愛染祭・天神祭・住吉祭、せともの祭）、神農祭、一夜官女・御饗神事（宮座行事）

大阪の夏祭り

太鼓（枕太鼓、布団太鼓）、獅子舞、だんじり

だいがく、造り物

2. 大阪市内でのだんじり曳行

夏祭り・秋祭り

江戸時代の天神祭 慶安2年（1649）に「ねり物」の初見

安永9年（1780）に71台の宮入の記録

地縁集団と職業集団

杭全神社夏祭（平野郷夏まつり）現在9台、かつては7台（七名家の支配との関係）

西淀川区に残る幕だんじり・・・かつての大阪のだんじりのスタイル？

『摂津名所図会』挿絵（坐摩神社のだんじり）

大阪歴史博物館の御座船だんじり

止々呂岐比売命神社（轟神社・若松神社：住吉区沢之町）の秋季例大祭に、安立町（安立七丁目、後の安立三丁目南町）の氏が曳行

寛政年間に、地車大工と船大工によって製作と伝承される。

3. 祭りにおけるだんじりの位置

「山車」の一種・・・神霊の依代説、中世以降の風流の流行で華美に、祇園祭により各地へ

※用語としては、山車は東京方言、全国的には「だんじり」

山・鉦・屋台としての分類では、屋台（芸能に関わる）、山・鉦は主として依代

芸能・・・だんじり囃子、獅子舞 南河内では俄も

→神霊を鎮送する歌舞

神賑行事 - 「祭礼」（都市の文化）見られる、見せる

若中（青年組）の行事・・・喧嘩、観衆とのやりとり

ハレの空間におけるエネルギーの昇華

ムラ・集団の結束・・・高額な費用、規律

史料1 「摂津名所図会」夏祭車楽囃子

車楽は旧河内国菅田祭よりはじまりて今は尾州の津島祭にもありて船にてめぐり囃し立る也、又熱田祭にもあり、其外諸州にあり、大坂の車楽ハ錦繡を引そへ美麗を尽して生土の町々を囃しつれて牽めぐるなり、これ大坂名物の其一品なるへし

史料2 高津宮地車一件世話人一札 元治元年(『上方』55号(昭和10年7月)所収)

差入申一札

一氏神高津宮御神事ニ付丁内若き者中より地車差出度旨達而世話人中へ申出候ニ付無様御丁内へ御頼出候處御時節柄別而昨年より御丁内御物入混雜之譯柄等も有之儀ニ付地車催御差止之上厚く御諭被下候ニ付若き者へ申聞候得共不聞入候故猶又御頼入候處無是非御承知被成下候上爲御余内島目拾真文被下體に手入仕置奉存候。然る上右右麻御丁内御承知無御座候を達而御頼入候儀ニ付萬一地車差出し一件諸入用何程不足ニ相成候共御丁内へ追余内等儀決而申聞敷候。且又御觸渡御法度之趣堅く相守御時節柄追々被仰出候條々一同體に奉承知罷在候ニ付第一華美之儀一切仕間敷其外喧嘩口論等致不申相慎神妙に可仕候。萬一右麻之儀出來候へば左之印形之者共罷出取鎮め御丁内へ御離儀相掛申間敷候。

一右神事兩日曳歩行候ニ付相互に申合隨分物靜に仕り他町之者差加候儀仕間敷候。且又氏地之外他所へ引出候條者勿論夜に入り地車曳歩行儀は堅仕間敷候。尤も辻合大道に而他之地車等引違不相成様心得可申事。

一御丁内御町人中より御余内被下候其餘丁内限借屋の儀は私共より相廻り家別出錢正直に相頼當高成不作法之儀無之様可仕候。且又昨多御當地大火に而類變人御一同へ多分引越參候間右様之者は猶更御申付被下候儀ニ付一錢目も乞受申間敷候。萬一費ヶ間敷相聞御差止被下候共其時に至り少しも申分無御座候。我儀の振舞仕間敷候尤他町へ奉加様の儀申出間敷候。但他町之者世話人等に相頼不申候。

一此度若き者依頼無様私共より御願申上地車差出候儀御承知被成下候上は當子年より拾ヶ年之内決而此以後神事其外何事によらず地車等差出し申間敷候。尤右年限相立候共御丁内御承知無御座候得ば押而頼出不申候。勿論若き者共へ申聞承知爲致罷在候。然る上は年月相立世話人は不及申若き新規に出來候共此證札を以て御頼着被下間敷候事。右之通口々書面之趣相慎丁内よ

り地車ニ付添罷出候へ共私共より急度申渡爲相慎可申候。且又前書申上候通地車一件入用錢如何程不足に相成候共世話人中より持出遂一相貼ひ重而御丁内へ一錢目も乞受け申間敷候。勿論其外如何様之儀出來候共世話人共何方迄も引受急度取吟し御丁内へ少しも御損難相掛申間敷候。此已後神事其外何事によらず御丁内へ對し無心ヶ間敷儀一切申間敷候。爲其銘々印形仕差入申一札仍如件。

元治元年六月

西高津新地六丁目

備前屋 太右衛門借屋	宮本	堺屋 久太郎
大和屋 甚兵衛支配借屋		和泉屋 喜市
淡路屋 彌兵衛借家		大和屋 市兵衛
平野屋 五郎兵衛借屋		美濃屋 定吉
樫木屋 喜市借屋		大和屋 重吉
同 所五丁目		
大和屋 嘉兵衛借屋		住吉屋 幸七
丹波屋 利兵衛借屋		大和屋 吉藏
大和屋 治右衛門支配借屋		丸屋 彌三郎
淡路屋 忠兵衛借屋		丹波屋 繁吉
大和屋 治右衛門支配借屋		大坂屋 久兵衛

右之通丁内若き衆中より被相頼宮本世話致申候ニ付久太郎より差入申一札相違無御座候ニ付奥書印形依而如件。

宮本家主 備前屋 太右衛門

年寄 平野屋 五郎兵衛殿